

平成27年第5回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》

補正予算 8件、条例制定 2件、条例改正 4件、人事案件 1件、
 その他 1件、意見書 1件 合計 17件

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第61号	平成27年度美濃市一般会計補正予算(第4号)	12月1日	12月21日	可決
議第62号	平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	12月1日	12月21日	可決
議第63号	平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算(第2号)	12月1日	12月21日	可決
議第64号	平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	12月1日	12月21日	可決
議第65号	平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)	12月1日	12月21日	可決
議第66号	平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月1日	12月21日	可決
議第67号	平成27年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)	12月1日	12月21日	可決
議第68号	平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算(第1号)	12月1日	12月21日	可決
議第69号	美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について	12月1日	12月21日	可決
議第70号	移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について	12月1日	12月21日	可決
議第71号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	12月1日	12月21日	可決

議第72号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月1日	12月21日	可決
議第73号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	12月1日	12月21日	可決
議第74号	美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について	12月1日	12月21日	可決
議第75号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について	12月1日	12月21日	可決
議第76号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月1日	12月1日	同意
市議第7号	T P P と地方創生への万全な国内対策を求める意見書	12月21日	12月21日	可決

議第61号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第4号）

（内容） 補正額 74,564 千円
補正後の額 9,107,702 千円

議第62号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（内容） 補正額 △1,281 千円
補正後の額 3,053,905 千円

議第63号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）

（内容） 補正額 803 千円
補正後の額 122,388 千円

議第64号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

（内容） 補正額 △3,238 千円
補正後の額 230,934 千円

議第65号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

（内容）	補正額	△1,139	千円
	補正後の額	1,018,750	千円

議第66号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（内容）	補正額	82	千円
	補正後の額	2,029,086	千円

議第67号 平成27年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）

（内容）	補正額	補正後の額
収益的支出	23,059 千円	2,517,448 千円
資本的支出	25,327 千円	2,228,781 千円

議第68号 平成27年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

（内容）	補正額	補正後の額
収益的支出	265 千円	276,789 千円

議第69号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

（制定趣旨）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの。

（主な制定内容）

- 1 番号法第9条第2項に基づき、番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用するもの（個人番号の独自利用事務）について規定する。
- 2 番号法第9条第2項に基づき、同一機関内で特定個人情報の授受を行うもの（同一機関内の庁内連携事務）について規定する。
- 3 番号法第19条第9号に基づき、同一地方公共団体の他機関へ特定個人情報を提供するもの（異なる機関への情報提供事務）について規定する。

（施行期日）

平成28年1月1日

議第70号 移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例について

(制定趣旨)

蕨生地内にある市所有の住宅を移住定住・交流事業の拠点として運用するため、当該建物の設置条例を制定するもの。

(制定内容)

施設の名称	旧古田家住宅
施設の位置	美濃市蕨生2078番地
施設で行う主な事業	移住相談及び移住者支援事業 空き家の利活用等に関する相談事業 交流促進事業

(施行期日)

平成28年1月4日

議第71号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年第27号。以下「番号法」という。）の制定及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

1 猶予制度の見直し

納税者の申請に基づく徴収猶予及び換価の猶予に関する手続き等を明確化する。

2 申告書等への個人番号等の記載

申告、減免等の申出等に、番号法に定める個人番号又は法人番号を記載しなければならない規定を追加する。

(1) 市民税の申告、減免（第27条、第51条）

(2) 固定資産税の減免（第70条の2）

(3) 軽自動車税の減免（第89条、第89条の2）

3 旧3級品の製造たばこに係る地方たばこ税の税率の見直し

専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこに係る市たばこ税の特例税率について、次のとおり経過措置を講じた上で廃止する。

現行	2,495円
平成28年4月1日から	2,925円
平成29年4月1日から	3,355円

平成30年4月1日から 4,000円

平成31年4月1日から 5,262円（通常の税率）

4 独立行政法人の見直しに伴う名称の改正

独立行政法人 労働者健康福祉機構 → 独立行政法人 労働者健康安全機構

（施行期日） 平成28年1月1日。ただし、猶予制度の見直し、旧3級品の製造たばこに係る地方たばこ税の税率の見直し、独立行政法人の見直しに伴う改正については平成28年4月1日

議第72号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、国民健康保険税の減免に係る規定を改めるもの。

（改正内容）

国民健康保険税の減免を受けようとする者が申請書に記載すべき事項に、番号法に定める個人番号を追加する。

（施行期日）

平成28年1月1日

議第73号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）により、地方公務員等共済組合法等が改正され、共済年金等が厚生年金に一元化されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

（主な改正内容）

消防団員等公務災害補償の額を他の法令による給付と調整する規定を次のように改正する。

- 1 追加費用対象期間のある者の共済年金を厚生年金と同様に扱うこととする。
- 2 特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例の対象となる公務上の災害によって年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いることとする。

（施行期日）

公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

議第74号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)が改正されたことに伴い、小規模企業者の定義の改正について、必要な措置を講ずるもの。

(改正内容)

小口融資の申込人の資格のうち、中小企業信用保険法(昭和25年法律264号)第2条第3項を引用する部分を改正し、同項第7号に定める小規模企業者を小口融資の対象外とするもの。

(施行期日)

公布の日

議第75号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について

(協議趣旨)

岐阜地域児童発達支援センター組合から美濃加茂市が脱退することに伴い、岐阜地域児童発達支援センター組合を組織する地方公共団体から同市を削除すること及び用語の整理をする規約の変更の協議を行うもの。

(規約の変更内容)

- 1 組合を組織する地方公共団体を改める。(第2条)
「美濃加茂市」を削る。
- 2 組合の議会の組織及び議員の選任方法を改める。(第5条)
 - ①「美濃加茂市」を削る。(第1項及び第2項第2号)
 - ②組合の議員の定数を改める。(第1項)
「23人」→「21人」

(施行期日)

平成28年4月1日

議第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容) 人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦

新任 1名

任期 平成31年3月31日(3年)

市議第7号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書

(内容) TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における閣僚会議は、10月5日に大筋合意を発表した。

今回の交渉の大筋合意により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については、関税を維持したものの米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉・豚肉、乳製品においては、関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についてもその大半が関税撤廃されることで安価な外国産農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。また、交渉内容について政府から情報開示と11月25日にTPP政策大綱が公表はされたが、農業者の不安は消えてはいない。今後、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要である。よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し新たな対策について速やかに検討することを強く求める。また、地方創生について農業戦略を取り入れる事も合わせて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

岐阜県美濃市議会

衆議院議長	様	参議院議長	様
内閣総理大臣	様	総務大臣	様
外務大臣	様	財務大臣	様
厚生労働大臣	様	農林水産大臣	様
経済産業大臣	様	経済再生担当大臣	様
内閣官房長官	様		